

河川入門講座 (26)

砂防（その4） —土砂災害の対策—

公益社団法人 日本河川協会 参与 松田 芳夫



前回までお話しした、山地からの河川への土砂流出を制御し、水害を減少させるという「治水砂防」の考えは、その理屈はともかく何処か他人事でピンと来ないところがあります。

一方、大雨や地震により崖や山の斜面が崩壊し、人家が破壊、埋没したり流失したりして人命も失われるという土砂が原因の災害があります。

一般的に“崖崩れ”、“土砂崩れ”、“山崩れ”と呼ばれる現象で、行政的には“急傾斜地崩壊”と称されます。

又、昔から急峻な山地など、一部の地域でよく知られている現象に、広い範囲の斜面が地下水の上昇により不安定になり、ゆっくりと下方へあたかも滑るように動いていく、“地すべり”があります。

森林、耕地、人家、道路等は被災しますが、人命が失われることは少ないうえです。

さらに、大量の岩石まじりの土砂が高速の渦流となって溪流を流れ下る“土石流”という現象があります。

破壊力が大きく、人家や人命への被害が大きいので恐ろしい存在です。

“鉄砲水”とか“山津波”とか云われ、昔から存在した現象でしたが、その実態がわかつてきたのは近年のことです。

以上の種々のタイプの災害は、一般的には私有地で発生するものですが、人命、財産に直接的に被害を生じさせてるので、一種の公共事業として、古くからその対策工事が行われてきました。

このような、山地の土砂が、直接に人命や財産に被害を及ぼす災害を総称して“土砂災害”と云い、

それらへの対策としての砂防事業を、治水砂防に対比して、即地性を窺わせる“地先砂防”と云うことがあります。

さて、これらの土砂災害への対応としては、昭和33年（1958）に“地すべり等防止法”が、昭和44年（1969）に“急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律”（以下、「急傾斜地法」という）が制定されました。

土石流については、ずっと後の昭和57年（1982）になって、“総合的な土石流対策の推進について”という事務次官通達が発せられています。

急傾斜地法は、その第一条において、“この法律は、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的とする。”と言いつけており、よくある財産の保護とか公共の福祉とか余分な言及をしていないところに迫力と意気込みを感じさせられます。

そして知事の指定する“急傾斜地崩壊危険区域”における行為制限や改善命令を、例え私有地であっても損失補償せずに行えることとされています。

これは、従来、私有地に制限を課すことを避けたがるわが国の行政では、画期的な第一歩でしたが、まだ不十分なものでした。

これ以上の対応はもはや政治の世界でしょう。

平成11年6月（1999）の豪雨による広島の土砂災害では、山麓にまで密集した新住宅街が、土砂崩壊や土石流に襲われ、狭い地域で24人の死者を生じました。上空から被災地を視察した建設大臣の進言で、小渕総理が動き総理の指示として“土砂災害防

止法”が制定されました。

災害発生から、平成12年5月の法律の制定までわずか11カ月という速さです。

この法律の画期的な点は、土砂災害の危険区域を、“土砂災害警戒区域”（イエローゾーン）とさらに危険な“土砂災害特別警戒”（レッドゾーン）として指定したことです。

これらの区域では私有地といえども立地制限をはじめ種々の制限がかかりますが、市町村長はこれらの区域を公表し住民に周知する必要があります。

レッドゾーンで開発行為に制限があることを、土

地建物取引において、重要事項として説明する義務を不動産業者に課したことの効果は大きいものがあります。

従来の流れから見ると少々過激な内容ですが、その後、この考えは、都市浸水対策や3.11東日本大震災後の津波対策にも取り入れられました。

今、考えてみると、危険区域を危険と行政や住民が知ることに何も不思議はないはずですが、河川の氾濫予想区域の作成、公開の考えが登場して以来、半世紀を要したことになります。

わが国では、私有地に“ケチ”をつけるような話しあは徹底的に忌避されて来たのです。

(備考) 土砂災害対策法の正式の名称は、“土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律”という長いものです。